

地域自治組織再編に係る検討経過説明会

事前意見に対する
回答書

日時：令和4年11月28日（月）午後2時から

場所：大洲市役所2階大ホール

項目 1 新たな地域自治組織（組織の一元化）

1 地域自治組織再編に係る基本的な考え方

- 過疎化・高齢化が進む中、限られた人員・財源で効果的な事業を展開していくためには、行政による画一的な施策ではなく、地域ごとの実情やニーズに応じて取組を進めていく必要があり、地域自治組織の再編は、そのための体制づくりである。
- 検討会議においては、直接聞き取りを行った自治会・公民館における課題を解消し、持続可能な自立した活動を行うことができるように、地域自治組織の再編と合わせて効果的な対策を協議しながら検討している。
- 現在、地域自治担当職員（公民館主事）には、「自治会の運営・会計等に関しては役員の皆様自身が行えるように支援をする」ことを基本としているが、自治会で雇用している職員もいない上、自治会役員等はボランティアで活動している状況から、地域自治担当職員が直接関わっている場合も少なくないと伺っている。
- 組織再編では、人づくり・地域づくりの共通の目的・目標を持つ自治会と公民館を一元化することで分かりやすく活動しやすい体制を整えるとともに、これまでの活動に加え、実情に応じた取組が行えるように、地域自治を推進する集落支援員（自治会雇用を想定）を導入する方針としたものである。
- 役員数の低減や役割分担だけでなく、コミュニティセンター化により施設を活動拠点・多世代が集まれる場所として総合的・一体的に活用しながら、実情に応じた魅力ある事業展開も可能となると考えている。

<センターの指定管理>

- センターの指定管理は、自治会に過度な負担が生じないように、センターで活動しながら実施できる範囲の業務（施設貸出・日常管理）を検討しているため、指定管理料は、人件費（センター長・センター職員）と日常管理経費、事務費が基本になると想定している。
- この指定管理については、現在の、公民館事業（自治会事業）を行いながら貸館業務等を実施している公民館の人員を上回る配置を想定しており、集落支援員と一体的に業務を進めるもので、新たな事業展開や自治会職員の業務負担の低減・分散にもつながると考えている。

項目2 活動拠点施設（コミュニティセンター化）

2 施設管理について

- (1) デジタル化はいつから実施されるのか。
- (2) デジタル化までの管理人は市が委託するのか、指定管理からの委託になるか。
- (3) 施設の清掃は外部委託でお願いしたい。

- 施設管理の方法の一つとして、デジタル化の検討を進めているが、実証実験を行った上で、導入することが適しているか否かを判断する期間が必要なため、そのデジタル化の方向性が決まるまでは、現在の管理体制を継続したい。デジタル化する方向となれば、改めて説明させていただきたい。
- 施設の清掃作業に関しては、施設ごとに取り扱いが異なるため、今後、整理していく必要があると考えている。

3 施設予約について

- (1) 一般は使用2ヶ月前ではなく、1ヶ月前が妥当ではないか。
- (2) 各選挙の投票所として使用する場合、先約があっても選挙が優先されるのか。もし、先約の解除で補償事案が発生した場合、誰が負担するのか。

- 現在、使用されている団体等がこれまでどおり使用できるように予約可能期間を設定するものであるため、一般を1ヶ月に制限した上で、今後の利用状況を踏まえて緩和・変更していくことも検討する。
- 住民の皆様投票所として認知いただいている現在の施設を引き続き使用したいため、施設管理者及び使用者の皆様迷惑をかけないように、選挙期日が分かり次第予約させていただきたい。先約があったとしても、可能な限り投票所としての使用を優先させていただきたいが、使用不可の場合は、他施設を探すなど対応を検討する。

4 指定管理について

- (1) 職員が車両で移動する場合、車賃の支給単価はいくらなのか。その車賃は交付金に含まれるのか。
- (2) 指定管理の職員は、みなし公務員の扱いになるのか。

- 組織再編後に職員が業務を遂行する上での交通手段として車両を使用する場合は、職員と同様に市内旅費37円/kmを支給する。ただ、別の方法がないかを現在検討中である。
- 指定管理での自治会及び職員（地域任用職員）は、公務員ではないが、職務の内容が公務に準ずる公益性及び公共性を有しているものとして、刑法の適用について公務員としての扱いを受けるため、自治会で就業規則などを定めるほか、市としてもコンプライアンス研修等を実施していきたい。

5 センター条例等の制定について

- (1) 新たな地域自治組織の誕生により、センター条例等を制定することになるが、その時期についての見通しを教示していただきたい。

- 現時点では、令和6年4月1日の一斉移行を目指して検討を進めているが、この日程を目指す場合には、地域自治推進条例等の改正やセンター条例等の制定の議案を令和5年12月の議会に上程する必要がある。

項目3 協働による取組と組織体制

6 区入りしていない世帯への自治会活動のサービス制限について

(1) 区入り世帯から地区費を徴収している場合、区入りしていない世帯への活動のサービスは制限していいのか。

○ 例えば、地区費を財源に区入り世帯に対しサービスを提供するなど、サービス提供の考え方は自治会の判断となるが、若者の自治会離れの状況等を考えると今後の担い手不足につながる恐れがあるため、区入りすることの必要性、メリットなどを強調されるなど、区入りしていない世帯への声掛けなど積極的にお願いしたい。市としても、転入・転居の手続きの際にチラシを配布するなど区入りの促進に努めているので、自治会としても協力をお願いしたい。

7 地域の学び事業について

(1) 学級の開催要領の対象区分「同一地区内に居住する」は、現在、大洲市民を対象にしたもの、同一地区では10名以上で構成できないものがあるため、自治会の判断で区分を外し、地域の学び事業に位置付けられないか。

また、構成人数はあくまで原則であって、5人程度で構わないのか。

(2) 講師報償費の一般市内講師5,000円から10,000円以内は低額すぎるため、10,000円から20,000円にしてもらいたい。

(3) 青少年がいない地区において、自治会に機能を移行することは不要と考える。

○ 地域の学び事業については、市との協働の取組のうちの生涯学習事業に関して考え方を示したものである。よって、自治会の区域内の住民を対象とした学びの推進に必要な事業を主眼として一括交付金で運営していただくことを考えているのでご理解をお願いしたい。なお、地区外の住民も含めた事業を行う場合、他の自治会との共催も考えられるほか、市全体を対象にする場合は、市担当課と協議して進めるなどの検討をお願いしたい。

○ 学級講座等の開催に係る講師の報償費については、現在の基準表をもとに算定し、近隣市町の状況も参考にし、概ね実施できる金額の範囲であると考えている。講師については、学級の内容や専門性で違いが出てくると思うが、基準の範囲内での運用を基本とし、特別な事情等が生じた場合にはご相談いただき、一括交付金の算定に加えるかどうか検討する。

○ これまでの地区青少年健全育成については、青少年がいない場合においても、まずは自治会の生涯学習部会に機能を移行し、活動の位置づけをしておき、将来必要なときに活動を再開できるように備えるようお願いしたい。

8 協働による取組について

(1) 自治会の活動は、地域住民が自主的、主体的に取り組むものであり、行政の制約や押し付けがあってはならない。行政は自治会の自主性を尊重しなければいけない。

○ 自治会は、身近な課題を解決するために、その実情に応じて自主的に取り組んでいただくものであるため、これまでの事業の見直しや住民ニーズに応じた新たな事業の創設など、積極的な取組をお願いしたい。今回の再編は、自治会の活動を制約するものではなく、地域の学び事業の取組は、これまで推進してきた生涯学習を衰退させないように一定以上の事業が取り組めるよう予算の確保や実施環境の整備をするようにとの意見を伺ったことを踏まえ、事業費の確保と、その事業費に見合う活動規模の基準を設けたものである。

9 区長配布文書の取扱いについて

(1) センターに送付された配布物の種類が多ければ時間と労力を費やすため、事前に行政区ごとに仕分けしたものを送付していただきたい。

- これまでも配布物が多いとの意見を伺っているため、個別印刷物の削減や集約など、区長の皆様をはじめ、関係者の皆様の負担軽減につながる対応策を検討しているのでご理解いただきたい。なお、センターに送付された配布物の仕分けについては、集落支援員・センター職員等で対応することを想定している。

項目 4 地域振興一括交付金

10 地域振興一括交付金算定基礎の見直し

(1) これまでの経緯や条例の趣旨、自治会はすべての住民等で構成していることなどから、算定基礎の見直しは不要である。

・区長業務

ゴミステーション運営等の全世帯を対象とした関わりから、均等割を引き下げ、区入り世帯割を60%（現在50%）に引き上げる必要はない。

・自治会活動

前回見直しで均等割を引き上げた経緯から、全世帯を対象とした活動を働きかける重要性から見直しは不要である。

- 前回の見直しで均等割を引き上げたものの、その後の過疎化・人口減少の進展は著しく、交付金のうち均等割の比重がさらに大きくなっているため、均等割を引き下げることとしている。当然、解決すべき地域の課題は、自治会規模の大小には関係ないと認識しているため、区入り世帯を対象とした自治会活動が多くを占めているという実情を踏まえ、新たに区入り世帯割を追加した。

なお、自治会は、全ての住民等を対象に活動しており、多くを占める区入り世帯を対象とした活動以外にも、全世帯を対象とした活動もあるため、世帯割・人口割を各10%算定することとしている。

また、区入り世帯数に関係のない自主防災活動では、世帯割と均等割のみによる算定とし、全自治会ともに同じ事業量を求めている「地域の学び事業」は、同一の算定となるよう均等割のみとしている。

今後も、地域振興一括交付金と活動実態が異なる場合には、関係者の皆様に状況を伺いながら見直しを進めたい。

項目5 職員体制の強化・支援

1 1 センター移行後の分館長の配置について (1) センター長が分館長を兼務するなど、分館長を配置しないことは可能か。
○ 分館長を兼ねても業務に支障がないのであれば、地区の判断により、配置しないことは可能である。
1 2 半日勤務の集落支援員について (1) 半日勤務の集落支援員がイベントなどで1日勤務をお願いしたい場合、翌日の半日勤務分を充てることは可能か。
○ 管理監督者（センター長）が勤務の割振りを指示する形であれば可能である。
1 3 指定管理後の集落支援員の任期等について (1) 集落支援員の任期は何年なのか。 (2) 社会保険等はどうなるのか。（健康保険もしくは国民健康保険など）
○ 指定管理に移行すれば、直営の場合の会計年度任用職員制度には該当しないため、職員の任期を定めるかは自治会で決めていただくことになるが、就業規則等で定める必要があると考える。市としてもその就業規則の雛形を作成してお示しするので、自治会の実情に応じた形に整理していただきたい。 ○ フルタイム勤務の場合は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険及び厚生年金保険に加入することになる。パートタイム勤務の場合は、一定の要件を満たした場合には、社会保険に加入している親族の扶養になることができる。ただし、厚生年金保険の扶養になれるのは配偶者に限られ、その他親族の扶養になる場合は、国民年金に加入することになる。また、健康保険の扶養については、三親等以内の親族で一定の要件を満たした場合に扶養になることができるが、扶養に該当しない場合は、国民健康保険に加入することになる。
1 4 センター長について (1) センター長という名称は固定的なものか。
○ 現在の公民館の長の名称が館長のように、施設の名称によって、施設長の名称が決定するため、今後、正式に名称が「コミュニティセンター」に決定した場合、「センター長」となるものとする。
1 5 自治会長とセンター長の業務分担について (1) 自治会長とセンター長との業務分担はどうなるのか。 (2) 自治会長が兼務する場合、非常勤として職務が遂行できるのか。
○ 自治会長はこれまでの業務に加え、地域の学び事業（現公民館事業）の業務を担う自治会の代表者である。センター長は施設の管理者であり、施設運営の統括や職員の管理監督、自治会の支援などが主な業務となるため、現在のように自治会と公民館が事業を分担とするという形にはならない。 ○ 自治会長がセンター長を兼ねることは可能である。センター長を兼ねることで自治会業務とセンター業務を一体的に管理することができるため、地区にとって有効な対応であると考えられる。

項目 7 避難所の運営

16 避難所運営の在り方について

- (1) 手当 4,400 円は安価すぎる。最低賃金などを参考に手当を増額していただきたい。
- (2) 勤務時間外の時間帯は自治会にて開設するとされているが、命令系統及び管理体制をより確実するために、市職員を配置し、市が責任を持って対応していただきたい。
- (3) 手当の支給は何名までにするのか。平成30年の豪雨災害時を考えるとかなりの人数になるが制限するのか。ボランティア意識が薄れる恐れがある。

- 大洲市職員の手当額を準用して算定している。なお、避難所の運営は、共助の一環と考えているため、賃金ではなく、食事等諸費用を想定した市基準額としてご理解いただきたい。また、既に、避難所運営において独自に手当等を支給している自治会もあるため、自治会の裁量・持ち出しにより市基準額を超えて支給することは可能である。
- 勤務時間外においては、開設する市職員の居所により、避難所開設に時間がかかる恐れがあるため、お近くにお住いの自治会の皆様をお願いするものである。
- 災害規模によって、避難所運営に必要な人員は異なるため、災害発生の有無や規模等に応じて、配置人数を検討していく予定である。

項目 8 社会体育施設等の管理

17 社会体育施設等の管理運営体制の在り方について

- (1) 現在の建物は事前に修繕した上で管理委託していただきたい。

- 社会体育施設等の管理運営については、基本、使用申請受付や許可などの事務手続き程度で考えているため、施設の修繕の必要性が生じた場合は、市において対応することになるが、軽微な修繕（例えば、トイレの蛍光灯交換など）は、センター業務の範囲でお願いしたい。

項目 9 自治会と各種地区組織の一元化

18 自治会と各種地区組織との一元化について

- (1) それぞれの組織において、存続・解散の判断をすべきではないか。もし解散した場合、自治会として必要な事業については、自治会の事情や実態等による判断を尊重していただきたい。
- (2) 事務局が市社協に移行した場合、地区社協会長の立場はどうなるのか。会計処理などの事務は全て市社協で対応するのか。

- 自治会と一元化できるか否かを各種地区組織で検討していただき結果で、一元化できる組織は自治会にその機能を移行する方向で検討することになったが、自治会に個別の事情があるのであれば、事情に応じて、それぞれの組織の事業を取捨選択し、必要な事業を継続的に実施していただくことで構わない。
なお、必要であれば、別途個別に協議をさせていただきたい。
- 移行後も地区社協は存続するため、会長の立場は変わらない。なお、会計処理事務などの事務局機能が市社協に移行することになるが、これまでの地区社協の住民福祉の増進を図る体制に変わりはない。

